

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和6年4月26日

独立行政法人水資源機構
朝倉ダム総合事業所長 松尾 誠

1. 目的

この歩掛参考見積の依頼は、朝倉ダム総合事業所で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を依頼するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。なお、参考見積書の様式は問いません。

提出期間：令和6年4月26日（金）から令和6年5月13日（月）16時まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

- (2) 提出先

独立行政法人水資源機構 朝倉ダム総合事業所長 松尾 誠 宛

【問合せ】総務課 石田

〒838-1305 福岡県朝倉市菱野 1142

TEL 0946-52-8050 FAX 0946-52-8035

電子メールアドレス nyukei_asakura@water.go.jp

- (3) 提出方法

書面は電子メール（社印があること）により提出するものとします。なお、提出にあたっては、参考見積書または電子メールに担当部署及び氏名の記載をお願い致します。

4. 参考見積内容

- (1) 作業項目及び作業内容

業務内容の詳細については、別紙-1に示す業務内容について、別紙-2の項目毎に必要な技術者の員数を検討ください。

- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（1）「作

業項目、作業内容」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

③見積の有効期限は、令和7年3月31日まででお願いします。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和6年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 参考見積内容に対する質問

この依頼書に対する質問がある場合においては、次に従い、電子メール（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和6年4月26日(金) から令和6年5月7日(火) 16時まで

(2) 提出先：2. (2) に同じ。

(3) 提出方法：2. (3) に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和6年5月8日(水) から令和6年5月13日(月) まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. その他

(1) この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

(2) 提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

【別紙－１】貯水池上流河道計画検討業務

第１節 概要

本業務は、寺内ダム貯水池上流域（L=1.0km）において、再生事業後の計画高水流量を安全に流下させる河道を検討することを目的とし、安定した河道となるよう河道の平面形、縦断形、横断形等を定め、決定した河道計画について、図面作成及び概算工事費等を行うものである。

第２節 業務内容

2-1 設計計画

受注者は、設計図書及び貸与資料等に基づき業務目的及び業務内容を十分に把握した上で、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

2-2 資料収集・整理

受注者は、貸与されたダム堆砂量、水位・流量観測記録、河床材料採取資料等河道計画を検討する上で必要となる資料を収集、整理するものとする。

2-3 現地調査

検討に先立って現地踏査を行い、佐田川の河道特性、河川内構造物、堆砂状況などを把握し、過年度の測量成果と現地状況との整合性について確認し、結果をとりまとめるものとする。

2-4 河道計画検討

(1) 河道特性の把握

受注者は、調査職員が貸与する資料及び現地調査結果より、河川工作物、河床高経年変化及び洗掘・堆積量経年変化等を整理し、河道断面の特性、蛇行特性等を把握するものとする。

(2) 現況流下能力の検討

前項までの結果を踏まえて、粗度係数等の計算条件を決定し、一次元不等流計算にて現況流下能力（サーチャージ水位（EL.131.5m）、計画高水流量（300m³/s））を算定するものとする。

(3) 貯水池上流端影響検討

再生事業の影響を確認するため、再生後のサーチャージ水位（EL.132.5m）、計画高水流量（390m³/s）にて流下能力を算定し、(2)の結果との差異について整理するものとする。整理にあたっては、別途調査職員が貸与する用地幅杭設置位置等を反映すること。

(4) 河道改修計画の検討

受注者は、再生事業計画、現況河道の形状、用地幅杭設置位置等を考慮し、河道改修計画を検討するものとする。河道改修計画については、河道の安全性、既設構造物への影響、経済等を考慮し、3案程度にて比較検討を行い、最適案を選定するものとする。

なお、計画平面形状、計画縦断・横断形状については、水理計算によって妥当性を確認するものとする。また、計画横断形状については20m間隔で検討するものとし、断面については第1章第10節で貸与する航空レーザ測量成果を用いるものとする。

検討の結果、構造計算を要する構造物が必要になった場合は調査職員と協議すること。

(5) 概略施工計画の検討

抽出された最適案について、施工計画（施工方針、施工順序及び施工機械等）を検討するものとする。また、施工計画により必要となる仮設構造物の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算等により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(6) 図面作成

抽出された最適案について、平面図、縦断図、横断図、標準構造図、小規模構造物及び仮設図等の図面を作成するものとする。

(7) 概算工事費

受注者は、選定した最適案について概算工事費を算定するものとする。

2-5 照査

照査にあたっては、特記仕様書第1章第7節に従い、業務の節目（打合せの実施時期）毎に照査を行い、照査報告書を作成する。

2-6 報告書作成

上記検討をとりまとめ、報告書を作成する。

第3節 その他

1. 発注者と緊密な連絡をとり、手戻りの無いよう業務の履行に当たらなければならない。
2. 検討に適用した計算式・基準等は、「出典先」を報告書に記載するとともに、その計算式・基準等を適用した根拠を整理すること。
3. 貸与資料の報告書を引用する際は、出来るだけコピーを添付又は引用ページを記載するものとする。

【別紙－２】歩掛見積 対象項目

	単 位	主任技術者 (人)	技師長 (人)	主任技師 (人)	技師 (A) (人)	技師 (B) (人)	技師 (C) (人)	技術員 (人)
設計計画	式							
資料収集・整理	式							
現地調査	式							
河道計画検討	式							
河道特性の把握	式							
現況流下能力の検討	式							
貯水池上流端影響検討	式							
河道改修計画の検討	式							
概略施工計画の検討	式							
図面作成	式							
概算工事費	式							
照査	式							
報告書作成	式							